

5 大都市に対する大幅な事務・権限の移譲及び財源措置の確保について ～ 政令指定都市制度の抜本的な見直しを展望して～

（総務省・財務省・内閣府）

地方分権の推進に当たっては、「地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る」との観点に立ち、「地方分権推進計画」及び「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」に即して、必要な措置を講じるよう要望します。

現行制度の下では、同一行政事務において政令指定都市と道府県との間で事務・権限が分かれているものがあり、二重行政や手続の煩雑さが生じるなどの問題があります。また、平成 16 年 5 月に提出された地方分権改革推進会議の最終報告においても、「政令指定都市については現在の都道府県と同等の権限を有することを目途に、権限移譲を進めることが必要」と述べられております。

こうした状況を踏まえ、先の分権改革において課題として残された、大都市への一層の事務・権限の移譲等を積極的に推進し、大都市の行財政需要に対応できる所要財源について税源移譲を基本とする十分な財源措置を講じるとともに、新たな特別市制度も視野に入れ、地方分権時代にふさわしい魅力と活力あふれるまちづくりをより自立的、総合的に推進できる大都市制度の創設に向けて、政令指定都市制度の抜本的な見直しが図られるよう要望します。

要望事項

本市をはじめとする大都市への事務・権限移譲の推進，大都市の行財政需要に対応するための財源措置の確保及び地方分権時代にふさわしい大都市制度の創設に向けた政令指定都市制度の抜本的な見直し

(1) 大都市（政令指定都市）に対して道府県と同様の大幅な事務・権限及び財源の移譲を行うとともに，地方分権時代にふさわしい魅力と活力あふれるまちづくりをより自立的，総合的に推進できる大都市制度の創設に向けて，政令指定都市制度の抜本的な見直しを図ること。

(2) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税，消費・流通課税などの配分割合を拡充強化すること。

主な要望先：内閣府（大臣官房総務課）

総務省（自治行政局行政課）

財務省（主計局主計官）

本件に関する連絡先：総務局 総務部 行政改革課長 林 建志 TEL 075 - 222 - 3050

理財局 財務部 主計課 担当課長 木村 繁 TEL 075 - 222 - 3290